

表題	【パソコン】作成コーナーで確定申告書を作成したい(トップから申告準備までの流れ)
ファイル名	2 認証方法：スマホ利用(マイナポータル連携なし)

目次

1	作成開始 (作成コーナートップ CC-AX-010)	1
2	提出方法の選択 (税務署への提出方法の選択 CC-AA-010)	2
3	認証方法の選択 (税務署への提出方法の選択 CC-AA-010)	2
4	申告書等の選択 (作成する申告書等の選択 CC-AE-090)	2
5	マイナポータル連携の選択 (マイナポータル連携の選択 CC-AE-600)	2
6	e-Tax を行う前の確認 (e-Tax を行う前の確認 CC-AA-024)	3
7	マイナポータルアプリで QR コードの読み取り (QR コード認証 CC-AA-440)	3
8	マイナンバーカードの認証 (マイナポータル)	4
9	マイナンバーカードの読み取り (マイナポータル)	4
10	認証完了	5
11	マイナンバーカードの読み取り	5
12	XML データ読込 (xml データの読込 CC-AA-450)	6
13	申告準備 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)	7

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 作成開始 (作成コーナートップ CC-AX-010)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年 分

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

作成コーナートップ

お知らせ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 >

保存データを
利用して作成 >

新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

途中で保存したデータ(拡張子が【.data】)を読み込んで、作成を再開

過去の申告書データを利用して作成

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った
配当等の内容を表計算ソフトで入力
することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxソフト(WEB版)へログイン
することで送信したデータの受付結
果の確認やダウンロードができま
す。

確認する

送信した申告書の内容の確認

『作成開始』を押します。

1 / 7 (目次へ)

2 提出方法の選択 (税務署への提出方法の選択 CC-AA-010)

※『スマートフォンの対応機種を確認する方法はこちら』を押して、対応機種を確認することができます。

3 認証方法の選択 (税務署への提出方法の選択 CC-AA-010)

4 申告書等の選択 (作成する申告書等の選択 CC-AE-090)

※過去年分の申告書を作成する場合は、『過去の
年分の申告書等の作成』を押して、年分と税目を
選択します。

5 マイナポータル連携の選択 (マイナポータル連携の選択 CC-AE-600)

「マイナポータル連携の選択」画面で『連携しないで申告書等を作成する』を選択し、『次へ進む』を押します。

6 e-Tax を行う前の確認 (e-Tax を行う前の確認 CC-AA-024)



「e-Tax を行う前の確認」画面が表示されます。

表示されている推奨環境等を確認の上、スマートフォンにマイナポータルアプリのインストールが済んでいない場合は、インストールします。

インストール済みの場合またはインストールが完了しましたら、利用規約を確認の上、『利用規約に同意して次へ』を押します。※マイナポータルアプリは画面に表示されている QR コードを読み取るか、App Store または Google Play からインストールします。※すでにインストールしている場合はインストール不要です。

7 マイナポータルアプリで QR コードの読み取り (QR コード認証 CC-AA-440)



「QR コード認証」画面に QR コードが表示されます。

スマートフォンでマイナポータルアプリを起動し、「読み取り」アイコンを押すと、カメラが起動しますので、パソコンの画面に表示された QR コードを読み取ります。

『登録・ログイン』『ログインせずに使用』は押さないでください。

(注意)

スマホ搭載のカメラで QR コードを読み取ると、マイナポータルのログイン画面が表示されます。マイナポータルの『読み取り』を押して、マイナポータルのカメラ機能で QR コードを読み取ってください。

【スマートフォンの画面】(iPhone Android 共通)

スマートフォンでマイナポータルを起動し、画面下の『読み取り』アイコンを押すと、カメラが起動しますので、パソコンの画面に表示された QR コードを読み取ります。

『登録・ログイン』『ログインせずに使用』は押さないでください。

8 マイナンバーカードの認証（マイナポータル）



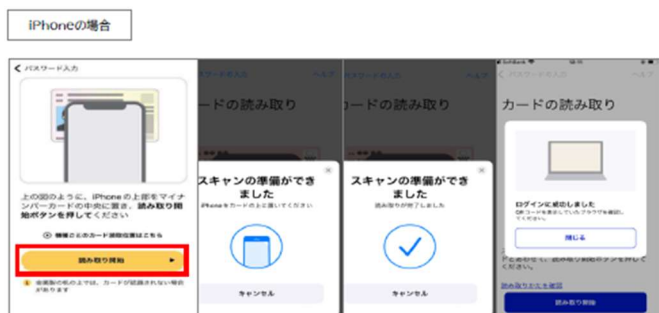
スマートフォンの画面でマイナンバーカードの利用者証明用パスワード(数字 4 桁)を入力します。Android は『次へ』を押します。

※利用者証明用パスワードの入力を3回連続で間違えると、利用者証明用パスワードがロックされるため、市区町村等でパスワードの初期化手続きが必要となります。

【追記】

登録済みのスマホ用電子証明書を利用される場合は、画面の案内に沿って操作し、認証してください(Android のみ、令和 8 年 1 月から iPhone も対応予定))。

9 マイナンバーカードの読み取り (マイナポータル)



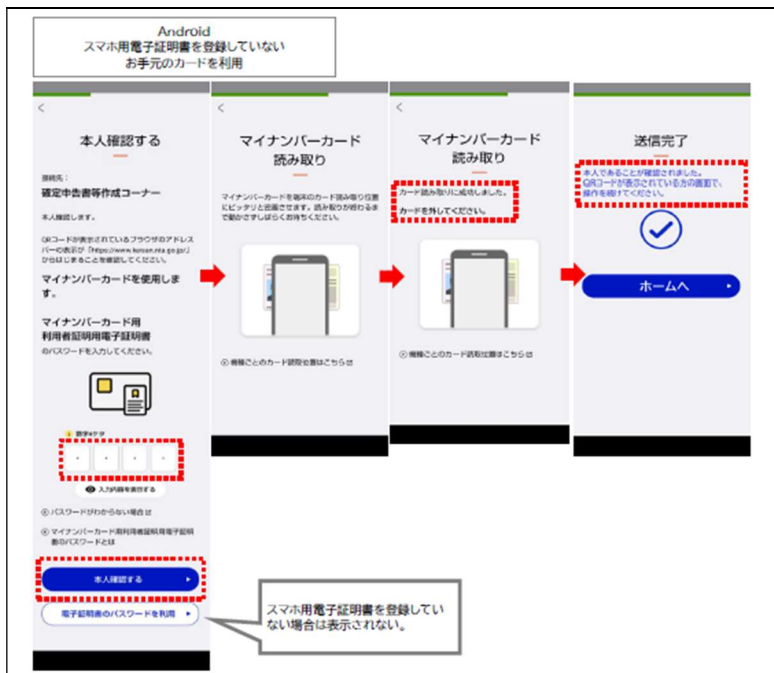
マイナンバーカードをスマートフォンにセットし、読み取らせます。読み取りが完了しますと、スマートフォンの画面に「ログイン(認証)に成功しました」というメッセージが表示されます。

※スマホ機種や OS によってセットする
場所が異なるため、スマホ画面に表示され
るイメージを参照してください。

iPhone の場合：マイナンバーカードをスマートフォンにセットし、読み取らせます。読み取りが完了しますと、スマートフォンの画面に「ログインに成功しました」というメッセージが表示されますのでパソコンの画面を確認します。

Android でスマホ用電子証明書を利用：
『本人確認する』を押すと、「送信完了・・・」
QR コードが表示されている画面で、操作を
続けてください。」と表示されますのでパソコンの画面を確認します。

Android でスマホ用電子証明書を登録していない/お手元のカードを利用：『本人確認する』を押すと、「マイナンバーカード読



み取り」画面になります。

マイナンバーカードをスマートフォンにセットし、読み取らせてます。

読み取りが完了しますと、スマートフォンの画面に「送信完了・・・QRコードが表示されている画面で、操作を続けてください。」と表示されますので、パソコンの画面を確認します。

10 認証完了



パソコンの画面に「読み取り完了」または「認証完了」のメッセージが表示されますので、『次へ』を押します。

11 マイナンバーカードの読み取り



「マイナンバーカード方式の利用開始」画面または「検索完了」画面が表示されます。※マイナンバーカードの読み取りが初めての場合

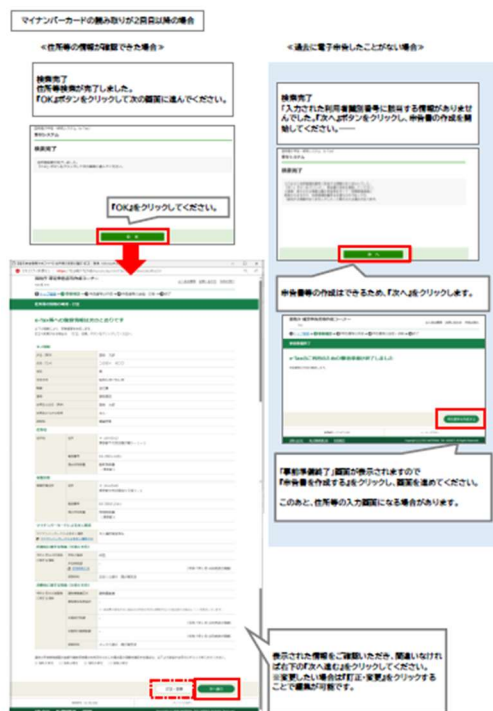
「マイナンバーカード方式の利用開始」画面が表示されます。

「利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方」「初めて e-Tax をご利用される方」で入口が分かれておりますので、該当する方を選択し、画面の案内に沿って操作を進めてください。

※マイナンバーカードの読み取りが 2 回目以降の場合

・住所等の情報が確認できた場合

「検索完了」画面で『OK』を押します。



表示された情報を確認し、間違いなければ『次へ進む』を押します。

・過去に電子申告したことがない場合

「検索完了」画面で『次へ』を押します。
「事前準備終了」画面が表示されますので、『申告書を作成する』を押し、操作を進めてください。

12 XML データ読込 (xml データの読込 CC-AA-450)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年 分

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

① [トップ画面](#) → ② [事前確認](#) → ③ [申告書等の作成](#) → ④ [申告書等の送信・印刷](#) → ⑤ [終了](#)

xmlデータの読込

xmlデータの読込

医療費通知や寄附金控除など申告に関する電子データ (xml形式) をお持ちの方は、この画面で読み込むことができます。
ご利用の方は、ファイルを選択してデータを読み込んでください。

電子データ (xml形式) をお持ちでない方は、そのまま『次へ』ボタンをクリックしてください。

- ※ 電子データ (xml形式) は、この後の画面では読み込むことはできません。
- ※ 同一の情報が含まれているxmlデータは、重複して読み込まないようにご注意ください。
- ※ 医療費集計フォーム及び配当集計フォームは、この後の収入や控除の入力を行う際に使用しますので、この画面では読み込めません。

☐ [この画面で読み込み可能なデータはこちら](#)

ファイルを選択

戻る

次へ

画面番号: CC-AA-450

ページTOPへ

[お問い合わせ](#)

[個人情報管理方針](#)

[利用規約](#)

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「XML データ読込」画面が表示されます。

各控除証明書等の XML データをお持ちの場合は、『ファイルを選択』を押し、読み込みます。すべて読み込み完了、または XML データをお持ちでない場合は『次へ』を押します。

※電子データ (xml 形式) は、この後の画面では読み込むことはできません。

※同一の情報が含まれている xml データは、重複して読み込まないようにご注意ください。

※医療費集計フォーム及び配当集計フォームは、この後の収入や控除の入力を行う際に使用しますので、この画面では読み込めません。

13	申告準備 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)
----	------------------------------

所得税を選択

国税庁 確定申告書作成コーナー

印刷 | 印刷 | 戻る | 進む | 印刷 | 印刷 | 印刷 | 印刷

① 申告準備 → ② 収入入力 → ③ 所得入力 → ④ その他収入 → ⑤ 所得 → ⑥ データ保存等

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日

年 月 日

申告する所得の選択

申告する所得を全て選択してください。
申告する所得とは
申告する所得以外の所得に該当しないものから選択してください。

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

☐ 給与
(※) 就業先で支払われる給与は、年末調整や住民税の計算の対象となる所得です。
☐ 公的年金、企業年金など ☒
(※) 公務員等の収入年金も対象となります。 「国（府県）」「市町村」を選択してください。
☐ 退職金
(※) 解任時等に受ける場合は、退職給付に係る一時所得とみなされます。
「退職給付等の課税区分選択」「一括控除適用」「全額控除上乗せ時の選択」

個人事業の収入がある方、不動産賃貸料の収入がある方

☐ 事業（営業等） ☒
☐ 事業（農業） ☒
☐ 不動産 ☒

株式を得た方、配当等を受け取った方

☐ 株式等の譲渡（売却）、配当、利子 ☒
(※) 株主優待や無償での提供した株式が売却された場合も含まれます。

土地や建物、金庫やゴルフ会員権などの資産を使った方

☐ 土地や建物の譲渡（売却） ☒
☐ 組合譲渡（金庫会の特典など） ☒

その他の収入がある方

☐ 先物取引
(※) 外国為替証拠金取引（FX）、商品先物取引（CFD）、先物・オプション利用型FXによる利益等も対象となります。
☐ 雑所得等が所得として認められる収入が得られた場合があります。
一時的 ☒
☐ 貸（賃貸、その他）
(※) 報酬、謝金、顧問、顧問、人材紹介センター・システムアップ・エデュコなどの職または役員、労働関係のない個人事業主等が経営者の地位に就いた場合に限り対象となります。

戻る

次へ

電話番号：05-44-0136

ホームページ

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 意見募集

Copyright (c) 2015 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

決算書・収支内訳書を選択

国税庁 令和 年分 決算書・収支内訳書作成コーナー

印刷 | 印刷 | 戻る | 進む | 印刷 | 印刷 | 印刷 | 印刷

① 申告準備 → ② 決算書等の作成 → ③ 住所等入力 → ④ 印刷 → ⑤ データ保存等

決算書・収支内訳書の作成

次の画面から、作成する決算書・収支内訳書の種類を選択し、収入金額や必要経費などに該当の入力を行います。「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

次へ進む

申告書等の選択へ戻る

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 意見募集

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

『所得税』を選択した場合：「申告する所得の選択等」画面が表示されます。生年月日、申告する所得の選択、申告する所得に関する質問を選択し、『次へ』を押します。

『決算書・収支内訳書』を選択した場合：「決算書・収支内訳書の作成」画面が表示されます。『次へ進む』を押します。

『決算書・収支内訳書』を選択した場合：
「決算書・収支内訳書の作成」画面が表示され
ます。『次へ進む』を押します。

決算書・収支内訳書を選択

国税庁
令和 年分

決算書・収支内訳書作成コーナー

 [ご利用ガイド](#)

 [よくある質問](#)

よくある質問を検索

決算書・収支内訳書の作成

[1 申告準備](#) >
 [2 決算書等の作成](#) >
 [3 住所等入力](#) >
 [4 印刷](#) >
 [5 データ保存等](#)

次の画面から、作成する決算書・収支内訳書の種別を選択し、収入金額や必要経費などに關する入力をします。「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

次へ進む

>

[申告書等の選択へ戻る](#)

お問い合わせ

法人協賛税理士会

税理士会

税理士会

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.